

2) 子どもから何らかの被害確認を取った後の調査

子どもから何らかの被害確認があり、調査保護した場合は、不適切養育全般についての確認・把握と共に子どもの示した被害情報と照合できる周辺情報を把握できるかが重要課題となる。調査先は上記と同様に、限られるが、子どものこれまでの生活場面での様子、更なる被害の情報があるか、加害者や非加害者である保護者がどのような生活史と背景を持っているか、家族にDV問題歴は無いのか、子どもを守る人は誰であるのか等を調査・把握し、その後の対応に役立てる。特に被害開始時期の開示があった場合には、同時期の子どもの様子や行動像に変化や被害の兆候が見られなかったか、家族状況の変化が無かったかなどについて客観的情報が把握できるか調査する。

子どものことをよく知る担任などが人事異動などで現在の子どもの所属にいない場合や、子どもの進学や転居により被害開始時期の子ども所属が現在の子どもの所属と変わっている場合も想定されるが、その際は、現在の子どもの所属の所属長(校長、園長など)を介して問題発生時の調査を実施するなど可能な範囲での情報収集を検討する。

この段階での調査については、子どもに対しても一定の調査状況を報告しておくことが重要となる。子どもにとっては自分の身に起こったことを誰がどのように感じ、知っているかを必要な範囲で子ども自身がわかっていることが、その後の支援においても重要となる。

子どもに初期被害調査を行ったが、子どもからは被害申告が無く、その他の状況からも調査保護とはならなかったような事案の場合、周辺調査は慎重を期す必要があるが、一定の周辺調査は継続的に必要である。極端な場合、最初の通告対応から数年が経過してから自己申告によってようやく発覚した性的虐待事案もある。調査は慎重かつ粘り強く続ける必要がある事案がある。

[2]きょうだい・親族への調査

1)同居家族への調査

被害を受けた子どもの同居家族、きょうだいへの調査は、潜在する被害の発見や、家族内で進行している問題全体、あるいは家族内葛藤などの把握のための重要な調査となる。

子どもの保護者以外の同居家族、特にきょうだいへの調査には、別な被害者、加害者が含まれている可能性も含めて慎重な調査が必要である。被害の疑いがきょうだいに及ぶ場合には、初期対応の一環として対象となるきょうだいの同時保護、全員への調査、被害調査面接の実施を検討する。きょうだいからの加害の疑いの場合には、被害者と加害者のどちらを優先的に保護下に置くか、また保護者による加害の場合と同様に加害についての事実確認の事情聴取を行う。

加害・被害に関与しないきょうだいへの調査については、非加害保護者の承認・協力の下で実施することが原則となる。この場合、きょうだいとしての保護者への感情や、知らされた事実へのショック、被害を受けたきょうだいへの思い等、様々な戸惑いや困惑、感情的な葛藤を扱うことになる。こうしたきょうだいへの対応においては、非加害保護者の協力が必要である。しかし、加害者との同居が続いているとか、家族間にDV問題や保護者の親との緊張・対立関係などが併存している場合には、きょうだいへの調査そのものが難しくかったり、そのきょうだいへのサポートが保障されなかったりするなどの課題が発生しやすく、慎重な対応が必要である。

きょうだい以外の同居親族への対応についてもきょうだいと類似する課題があり、個々の状況に応じて慎重に対応する。

2)同居していない親族等への調査

同居していない親族等への調査については、子どもの親権者、加害・非加害の保護者の了解が得られない場合、接触することが困難となるが、子どもからの調査により、子どもが被害について話した親族がいると言っている場合等は、安全のための調査の一環として該当する親族に聞き取りを実施する。

子どもの親族からの調査は、被害確認上、あるいは子どもを含めた家族の生活状況や家族関係等を知る上で重要な情報となるが、調査対象となる親族と子どもの家族メンバーとの間に葛藤関係などがある場合も考慮して、調査は慎重に行う。

3)きょうだい・親族への調査が与える影響とその関わりの視点

きょうだい・親族への調査を実施するということは、児童相談所が情報を聴取するだけに留まらず、逆に調査対象者に子どもの被害・加害に関する情報を与える結果を伴うことになる。

長期の援助過程、子どもの将来の人生経過を考えると、可能な限り、親族は真実の認識に立って対応することが望ましいことは明らかである。しかし同時に親族間であるが故に、冷静に現実を共有することの難しさもあり、様々な波及事態が生じることは防ぎ得ない。こうした状況全体を把握し、子どもにとってより適切な対応方策を考えることも児童相談所の役割である。

[3]法的対応への準備

調査内容の記録については、後の刑事事件化、家裁への申立て、あるいは警察による児童記録票差し押さえなどの可能性を念頭に置き、主観的表現と客観的事実の記載の混在を排除し、必要なことをわかりやすく記載する。また、記録の提出を求められた際に迅速に対応できるよう、ケース対応と平行して提出資料の作成を準備しておくことが望まれる。

また、調査対象者に対しては、後に刑事事件や家裁への申立てとなった際に調査内容を児童相談所から裁判所へ証拠提出する可能性があること、場合によっては調査対象者が法廷に出廷する可能性があることなどを事前に伝えておくことが原則である。しかし、このことにより、調査対象者からの情報提供が困難となることが想定される場合は、「調査内容の証拠提出については、その可能性を検討する際に改めて相談するが、現在は児童相談所に課せられている守秘義務の範囲での調査とする」と伝えるなどの対応をし、調査内容が不十分にならないよう配慮すると共に、調査に協力することによる調査対象者の葛藤には十分な配慮が必要である。

一時保護した子どもへの支援

生活場面での援助と非加害保護者との再接触の検討

13. 一時保護した後の子どもへの援助：援助方針の検討・決定

性的虐待・家庭内性暴力では、子ども本人への心身への援助課題のアセスメントと併行して、子どもの安全を確保し、再被害を阻止するためには何が必要でどうすればよいか根本的課題である。性的虐待・家庭内性暴力問題では、常に被害者の「再被害の危険の排除」が基本的な安全確保の最低ラインとなる。この観点からは子どもの生活圏からの加害者の排除は基本原則である。もちろん加害を疑われる者の排除も同等に考えておくことが必要となる。

虐待における親子分離事案は一般的には家族再統合と呼ばれる、再同居を理想的目標とする家族関係、養育関係の修復と回復が図られることを原則とするが、性的虐待・家庭内性暴力事案に関しては、加害者の問題性が元々、子どもへの養育努力に属さず、子どもを搾取する性犯罪につながる動機が認められること、加害—被害の関係性の複雑さ、加害—被害関係の進行性の強さ、これまでも加害者の元に家庭復帰させた事例では極めて高い頻度での再発がみられていることなどから、加害者を含む家族への家庭復帰、再統合、家族関係の修復はあり得ないと考えられる。

被害を受けた子どもの生活圏内への加害者からの再接近の可能性がある限り、長期の分離が必要であり、基本的に施設入所が必要となる。親族に子どもの安全を委ねる場合には、長期に子どもの安全を守ることができるのか、家族・親族の誰が子どもの安全を守る絆と責任を維持する人物となるのかといった見立てが援助内容を定める重要事項となる。また、非加害保護者や子どもの家族と子どもの接点はどのように設定するのも重要な課題となる。

[1] 子どもの生活場面での安定と援助課題の見極め

一時保護以後の被害確認作業は概ね 1～3週間の間に一区切りを迎える。子どもにとって強いストレスを強い作業が与えた影響を見守ると共に、援助は次の段階：被害事実調査結果に基づく以後の援助方針の検討段階に移る。

一時保護所での生活適応においては、概ね多くの子どもが、初頭緊張や過剰適応反応の時期を過ぎて、その子どもなりの集団適応の本来のスタイルを示し始める。以前の生活環境での課題や適応上の問題を持っていた子どもはその全体像、行動像を具体的に示すようになる。

子どもにとっての一時保護されたことの意味が、初期の緊張・混乱状態を過ぎていよいよ明確になる時期でもある。家族との今後の関係はどうなるのか、皆は自分のことを何と言っているのか、誰が何を知っているのか、これからの生活はどうなるのか、といった事柄について、子どもとよく話し合うことが必要である。

[2] 子どもと家族の接点 非加害保護者との接触

初期の事実調査が一応の完了をみると同時に、非加害保護者との再接触が課題となる。この時点で非加害保護者が事態をどのように受け止め、子どもとの関係をどうしていこうとするのかについては非加害保護者への援助関係の課題であるが、その経過を踏まえて子どもとの再接触を検討する。

非加害保護者が事態をある程度冷静に考えられるようになり、自分の感情を一時的にも留保して、子どもの立場から事態を考えられるようになることが面会設定の基本要件である。

多くの非加害保護者が、性的虐待の事実関係に対する様々な態度とは別に一貫して子どもに会いたい意向を持っている。ただし援助側からみると、性的虐待事実を否認し、子どもの証言を事実誤認か誇張された被害観念、時にはウソの証言であると主張している場合と、子どもの証言にショックを受けて混乱している場合、ショックは受けているが、その事実を何とか理解し、子どもの立場から考えようとしている場合では子どもへの影響、意味が大きく異なる。

面会接触は子ども、非加害保護者へのサポート体制にも大きな影響を与える。子どもと非加害保護者の接触開始が子どもへの重要な支援の開始になることが望ましいが、現実には親子が決裂して子どもが家族からの離脱を決意せざるを得なくなることもある。面会の前後は特に双方のサポートが重要となる。

1) 非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に懐疑的・否定的である場合

児童相談所の援助方針と非加害保護者の意向がどの程度対立的か、感情的に冷静な対応が可能なのか、虐待加害者についての態度がどのような内容かによってあらかじめ子ども、非加害保護者両方の状態、意向、感情についての確認・評価を行う必要がある。その結果として、親子の接触が子どもの福祉と健康、安全に照らしてプラスなのかマイナスなのか判断しなければならない。

子どもにはまず、児童相談所の対応経過と検討している方針の選択肢、非加害保護者の動向を伝え、子どもの考え、感情の整理を援助・確認する。

非加害保護者にこの時点での児童相談所の援助方針、検討している選択肢の内容を示した上で、子どもの動向、意向を伝え、非加害保護者の意向、考えを聴く。子どもとの接触にあたっては、子どもの情緒的安定と福祉が最優先されることについて、その内容が非加害保護者と共有できるかどうか重要なポイントとなる。

子どもとの面会設定のための必要な条件設定としては、

- ① 子どもの状況：
 - a. 非加害保護者が虐待事実に対する不信表明、虐待加害者との和解、帰宅説得の意向を持っている場合、子どもは援助担当者とそのことで話し合え、それらを冷静に認識している。
 - b. 子どもが自ら、虐待の事実と、そのために虐待者の元には帰れないことを非加害保護者に会って伝えたいと望んでいる。
 - c. 臨床的にみて子どもの安全、情緒的な動揺はサポートできる。
- ② 非加害保護者の状況：
 - d. 子どもの主張を聴きたい、その場で子どもの主張を頭ごなしに否定したり、非難することはしないと約束できる。
 - e. 子どもの情緒的安定のために不適切と児童相談所が判断した場合にはその時点で面接の中断に従うと同意している。
 - f. 上記d. e. の約束が信頼できると判断される。

これらa～fの要件が成立している場合、面会は設定可能であると考えられる。

この場合、子ども、保護者双方に条件設定を提示し、双方がその内容に同意する場合に児童相談所立会の元で面会を設定することになるだろう。子どもの居場所が伏せられたままの場合、面会の場所を公的に管理された場所に設定し、かつ保護者側の追跡・探索を受けない保障が必要となる。

2) 非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが、保護者自身のショックが強い場合

非加害保護者が子どもの性的虐待の発覚を受け止めきれずに混乱している状態では、子どもの安全を保証する面会設定は困難である。非加害保護者へのサポートとしては、保護者の反応が、子どもへの感情的な非難や質問、すなわち「なぜ黙っていたのか」「どうしてもっと早く言わなかったのか」「私のことをどう思っているのか」等々の思いや怒りとなってわき出てくるのが、保護者の感情としては自然な反応であること、しかしまた被害に遭った子どもにおいては、望まない事態に引きずり込まれ、心と体を支配され、侵害された事情があることを保護者に説明する。これについては別添の冊子及びそれを元に工夫された冊子等を渡して繰り返し確認できる補助的な情報提供も有効である。

保護者が事態をある程度冷静に考えられるようになり、自分の感情を一時的にも留保して、子どもの立場から事態を考えられるようになることが面会設定の基本要件である。そうした援助に保護者が反応できるようになった段階で面会を設定する。ただし、こうした状態の続いてきた保護者は子どもへの態度が変転しやすく、事態の基本的な受け止めが一定の方向性を持つまでに時間がかかることが多い。

3) 非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合

非加害保護者が子どもの性的虐待を事実と受け止め、何とか子どもの立場で考えようとしている場合には理想的には、非加害保護者がその後の子どもの支援者として対応してくれる可能性がある。引き続いて非加害保護者への支援は継続が必要だが、同時に子どもへの重要な支援者として非加害保護者と子どもの関係を支援していくことが重要である。

非加害保護者が子どもの支援者としてどの程度の役割を果たせるかは、非加害保護者が虐待者との関係をどうするのか、家族生活の見通しをどうするのかに関わる。この点で、虐待加害者への法的・社会的な独自の対応手法を持たない児童相談所は、刑事告発して加害者追及を行うか、それに子どもを巻き込むことが安全か等の課題に出会う。現時点では非加害保護者と子どもの絆をどのように守り、継続させられるかが児童相談所の課題の焦点である。

4) 保護者以外の親族と子どもの接触

しばしばこの段階で、保護者以外の親族、祖母やおばとの面会が話題となる。それは保護者側からの要請として提示される場合、祖母や親族本人からの要請として出てくる場合の両方がある。いずれにおいても子どもの将来に関する重要な人物の参加として、慎重に検討することが必要であり、親権者の意向確認を踏まえて対応することになる。

当事者の認識、知っていること、意見、立場、保護者との関係、虐待者との関係、子どもとのそれまでの関係等を評価し、また子どもの側の条件も評価して対応することになる。ただし結果的には保護者側の意向を伝える人物の登場となることが大半である。保護者の意向と異なる意見を持つ親族は、児童相談所と接触する段階では、子どもとの接触にはまだ慎重であることが多い。

5) 虐待加害者の動向

虐待加害者の動向は子どもの安全の判断にとって重要である。虐待加害者が表面上、子どもの生活圏から離れたように見えていても、いつでも接触できる可能性がある場合、子どもは安全とは言えない。

[3] 子どもへの援助課題、援助方針のアセスメント

子どもへの援助課題、援助方針のアセスメントには、社会調査、心理診断、行動観察、身体医学診察と精神医学診察等による医学診断、等の総合的な見立てが行われる。

子ども本人への援助課題の見極め等については従来の児童相談所の援助手法に属することなのでここではこれ以上は触れない。

子どものケア

子どもへの援助の基本的支援

14. 子どもへの援助の基本的視点

子どもに対するケアとしてもっとも重要なのは、子どもが安心できる環境を整えることであり、そのためには加害者と子どもを確実に分離できる環境を確保することが重要である。子ども本人も、周囲の人物もしばしば性暴力被害の侵害性、再発の危険性を過小評価しやすく、十分な統制が利かない環境に復帰することを計画しがちであることに注意しなければならない。子どもの元の生活環境からの加害者排除が充分でない場合には施設入所による生活の安定を図ることが最優先する。親権者がこれに十分な同意・協力姿勢を示さない場合には、迷わず子どもの分離保護を法第28条申立てによる公的な審査にかけることが望ましい。加害者排除の要件は以下の通りである。

◆子どもの生活環境からの加害者排除の基本的要件

- ① 加害者自身が子どもの生活環境から完全に立ち去っており、任意に戻る手段を持たないことが分かっている。
- ② 子どもの生活環境内に加害者を正当化させる、あるいは加害者の不在～存在を常時強く思い出させる刺激が排除されているかコントロールされている。
- ③ 子どもの被害について懐疑的であったり、被害を過小評価する、あるいは加害者を擁護したり子どもの被害告白を否定的に捉えている人物が生活圏に関与していない。またそうした人物が子どもに接近することをコントロールできる。
- ④ 子どもはいつでも自身の不安、葛藤、恐怖を表明でき、それを適切に受け止められる人間関係が保障されており、いつでも援助を得られる。
- ⑤ 子どもの身に何らかの安全上の問題や危険が生じた場合には直ぐに介入的な援助を含む公的なサービスに連絡し、その指示に従って対応できる体制が準備されている。
- ⑥ 子どもの生活環境が性的な問題以外の点でも子どもの最善の利益の観点から重大な問題を持っていないことが確認されている。
- ⑦ 上記の要件を具体的に保障し、子どもの安全に責任を負える人物が子どもと同居している。

子どもへの援助の重要事項は、安全な生活環境の確保と共に加害者ではない保護者が以後の人生において子どもを守れるようにその後の生活を組み立てることである。保護者が子どもの安全なサポートを行うことができない場合には、親族の中で子どもの支援者となり得る人物がいなか慎重に検討する。

こうした生活環境、対人関係上の整備の上で、子どもに適切な心理的ケアや精神的な治療と見守りを提供していくことが必要となる。また、その際には家族や施設における性規範やプライバシーに関する環境も整える必要がある。

[1] ト라우マ性の問題と治療・ケア

性的虐待がトラウマ性の体験となり、その後遺症と思われる症状や行動（PTSD、抑うつ症状、解離性障害、衝動性のコントロール不全、性化行動、性的逸脱行動など）が認められたり、告白・発覚の衝撃がトラウマ性の反応を引き起こしたりしている場合には、精神科のみたて、治療や心理的ケアが必要となる。急性反応への対応や、より長期に渡る性的虐待の影響を考慮したカウンセリングやプレイセラピー、あるいは必要に応じて薬物療法も必要となる。

子どもの後遺症的な問題は概ね以下のような広がりがある。

後遺症状としてみられる性的虐待・家庭内性暴力被害の影響、愛着障害とトラウマによる問題

- | | |
|------------------------|--|
| ・急性反応 | ・ADHD様症状 |
| ・PTSD | ・不眠・睡眠障害 |
| ・解離症状 | ・性的非行 |
| ・心身関連症状 | ・物質濫用 |
| ・自殺・自己毀損傾向 | ・ポスト・トラウマティック・プレイ関連行動 |
| ・トラウマ性の性的行動 | ・強迫的裏切り行為 挑発行為 |
| ・不安・抑うつ・引きこもり | ・性的虐待順応症候群症状(CSAAS: Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome) |
| ・軽躁状態 | ・学習性の無力感 |
| ・攻撃性・暴力性の昂進 | ・ストックホルム症候群として知られるような加害者への受動的親和反応 |
| ・退行現象 | |
| ・反応性愛着障害によると説明される様々な行動 | |

[2] 低い自己イメージへの対処

性的虐待を経験した子どもが、自分が逃げなかったからこうした被害を受けてしまったのだとの考えや自分が加害者を性的行為に導いたのではないかという思い(子どもの保護者や関係者がそのように子どもに言っていることもある)からくる罪悪感、加害者が子どもを孤立した共犯関係に引きずり込むために使うメッセージ(お前は悪い子だ、性的にふしだらな子だ 等)の影響、自分さえしやべらなかつたら家族がこんなに大変なことにはなっていないかという自責の念等から強い影響を受けることは避けられない。また、性的体験の結果、自分の身体が汚れてしまった、もう普通の体、普通の子どもには戻れないと感じている子どもも少なくない(身体イメージの修復については医学診察の項を参照)。さらに、自分には性的な存在としての価値しかないのだと考える子どももいる。こうした子どもの思いは、子どもの自己イメージを著しく低下させており、不適切な行動や後遺症状を導く可能性があり、適切な対応が必要となる。こうした子どもの考えや認知を丁寧に取り扱って、適応的な修正を目指すことが必要である。

[3] 性的行動の再現性への対応

性的被害を受けた子どもは、その後の生活で被害体験を反復する傾向がある。その再現には、過剰な性器いじりや年齢にふさわしくない性的発言・性的行動、解離性の性的行動、子どもの通常の性的発達から逸脱した性的遊びなどや、加害者となって自分の被害体験を他の子どもとの間で再現させる傾向、あるいは思春期以降に顕著になりやすい強迫的、あるいは冒険的な性的行動(性的非行に発展する場合を含む)など、さまざまなタイプがある。こうした再現性に対しては適切な制限(罰するのではなく冷静に行為を指摘・制限する)を行いつつ、そうした行動が過去の性的被害体験に由来している可能性があることを子どもに理解させ、更なる性的被害に結びつかないよう関わりを行う必要がある。

[4] 正常な性的発達を促進する

性的虐待を受けた子どもは、愛情と性的関心・性的衝動を混同したり、人と親密な関係を持つためには必ず性を媒介にする必要があると学習したりしている場合がある。また、被害を受けた少女は、自分が女性であったために被害を受けたのだと考え、自分の性を否定的に捉えてしまう、ないしは受け入れがたいと感じてしまう場合もある。男性の被害者の中には、強迫的な被害の反復や加害行為への移行によって、性行動そのものが大きく変わってしまう場合もある。

性的被害体験は本来の性的発達を不当に阻害してしまう危険性がある。子どものこうした認知や考えを取り上げ、自らの体験を検討することで、本来の自然で健康な性的発達を促進する必要がある。また、そのような関わりを通して、新たな被害に遭わないための心理教育的な関わりも必要になる。

[5] 子どもが抱く非加害保護者、家族、加害者への感情のサポートと長期の援助

多くの子どもが、保護者や家族に対して、性的虐待の有無を境界にした2つの感情に引き裂かれている。性的虐待を無視した、あるいはその虐待行為が起こるまでの期間においてそれぞれの保護者に抱いている感情や家族に対する態度・思いと、性的虐待を軸にしたときの加害者、非加害保護者、家族への感情は不連続な別のことであるか、中には相反、あるいは矛盾する状態にある。

さらにこれに、性的虐待発覚後のそれぞれの人が見せる反応と、事態の経過が付け加わる。しばしば、性的虐待の事実は近親者、祖父母などにはさらに秘密のままに推移し、子どもはそれらの重要人物に隠し事を抱えたまま行動しなければならなくなる。また性的虐待以前の基本的な家族の課題や本人の家族関係、ネグレクトやDV問題などが背景因子として働いてきた経過もしばしばみられる。

多くの子ども本人が最も気にするのは、非加害保護者との関係であり、非加害保護者の動向である。これには非加害保護者側へのサポートが重要であるが、同時に子どもの側の感情のサポート、矛盾し、混乱する様々な気持ちをそのままに受け止めるサポートが重要である。

加害者への依存度、愛着度が高かった子どもの場合、元々非加害保護者への期待が相対的に低く、加害者への期待が高かった経過があることが多い。こうした場合、加害者への肯定感情、愛着は本人にとっては正当性のある反応であり、そのことと被害を受けたことが子どもの中で矛盾し、なかなか統合されない状態となる。援助者は子どもの生きてきた経過、その都度に体験されてきた内容をよく理解し、矛盾する思いがあっても当然であること、子どもが残念ながら裏切られたことと、子どもが素朴に加害者に心を許し、愛情を抱いたことは共に意味のあることで、それを見抜けなかったことや、とっさに違った対応をとれなかったこと、未だにその矛盾が繋がらないことが、確かにストレスではあるが、そのことが本人の過ちや劣っていることにはならないことを伝え、支えることが必要である。

中には極端な敵意や怒りといった強い感情や興奮によって、本来は矛盾し、混沌とした葛藤状態にある心の状況を吹き飛ばして逃れようとするような場合もある。心は静かに見つめることが必要であり、あらゆる矛盾や葛藤はそれぞれに訳があり、そのままに認めるところからしか解決は容易でないのが事実であるが、それを個々の子どもがいつから、どのように取り組むかはにわかに決め難く、一時的な激しい反応もまたそれなりの理由があるとの観点で、それが本人を危険に陥れたり、引き返せないような過剰反応、過剰適応にならないように見守ることが重要である。

臨床的には、一部の子どもの中に、実父からの被害に遭いながら「本当は加害者が実の親では無い」とか、継父や養父、知人の場合には、「愛情があったから、恋愛として二人の関係は成立したのだ」と半ば自らを無理やり思い込ませて精神的破綻を防いできたと告白する事例もある。しかし、こうした防衛では非加害保護者と自分の関係を大きく傷つけてしまう。いずれにしても、こうした防衛は断片化せざるを得ず、ここに精神内界の離断、解離が動員される理由がある。

【基本的事項】

明らかにトラウマと愛着をめぐる問題性をもつ子ども、解離や PTSD の症状をもつ子どもへのサポートには、精神科医、児童心理司、生活指導についての職員を含むチーム・アプローチが必要であり、長期のサポートを考えると民間専門機関への継続受診・通院の設定を検討することが必要である。

初めに述べたように、性暴力被害が子どもに与えるダメージは、子どもの加齢と性的成熟、認識の成熟に従って、理解の枠組みが更新され、そのたびに新たなダメージを発生させる危険性がある。それは生涯にわたる過程となる。重要なことはいかなる場合にも孤立してダメージを抱えないことである。本人の生活環境内に常にいつでも相談できる支援の窓口を、フォーマル、インフォーマルを問わず確保しておくことが課題となる。これ以上の詳細は他の文献等を参照されたい。

保護者への対応

加害を疑われる保護者への対応
非加害保護者への対応

15. 保護者対応、指導・ケア

[1] 性的虐待が疑われる保護者への対応と指導

加害者が性的虐待を行う背景には、その人の成育歴や現在の生活環境に由来する様々な状況因子、心理的要因が存在する。過去の被害的な性的体験や、自分の人生に肯定感が持てていない様々な要因、現在の生活状況に関する無力感など、トラウマ性の問題や自己有能感の危機の反動としての支配・攻撃衝動が子どもや弱者への様々な攻撃、性暴力加害を導くこともある。こうした理解からは、性的虐待者・性暴力加害者には、単なる刑罰としての処罰だけでなく、何らかの治療的な矯正教育無しには、その性的攻撃・不適切行動を容易には修正できないと考えられる。性暴力加害者の矯正治療・訓練は司法が扱う領域であり、児童相談所の担当領域ではないが、加害者に対する矯正・治療教育、およびその後のフォローアップ等は性暴力加害行為の再発防止上、重要な課題であるとみられる。ただし、現段階で様々な性暴力加害者に対して一貫して有効な矯正治療・訓練法は確立されていない。

加害者への対応で最も重要かつ困難なのは、性的虐待・性暴力加害を行ったという事実への直面化である。こうした直面化は、単に性的加害行為を認めるだけではなく、それが子どもにどのような影響をもたらしたのか(結果への直面)や、どうしてそうした行為に及んだのか(原因への直面)が含まれる。こうした直面化の作業は上記の司法における対応、矯正治療・訓練の扱う領域であり、いわゆる児童福祉上のケース・ワーク、ソーシャル・ワーク上の指導とは異なる。

一方で、数は少ないながら、性的虐待の被害事実を指摘した直後にそれを認め、自分がそのような行為に及んでしまった心理的背景についても自己分析的に述べる性暴力加害者・虐待者も存在する。こうした虐待者の行動の中には『偽りの洞察』と呼ばれる、真の直面化への防衛や、子どもをとり戻すための方略であったりすることがあるので注意を要する。

児童福祉上、重要なことは子どもの安全の確保と再被害の阻止である。この観点からは、子どもの生活圏から加害者を確実に排除し、接近させないことが重要である。性暴力が進行性の暴力であること、加害ー被害の関係性における被害者の無力化・受動性の高さからみて、加害者が関与できる環境への被害者の復帰はまずあり得ないことを基本的条件としなければならない。

児童相談所としては性暴力は子どもに深刻なダメージを与える重大な侵害行為・犯罪行使であり、例えその刑事訴訟法上の立証がなくとも、子どもが被害を訴え、それなりの蓋然性、危険性がある状況では、児童福祉法上は子どもの加害者の元への復帰は無いこと、保護者として子どもの安全に関する責任性において、加害行為の有無に関わらず、また当人の名誉・利害とは独立に、保護者は子どもの安全に責任があること、その意味からも二度と子どもに接近しようとせず、子どもへの侵害的脅威を与えることがないよう、強く指導・要請することが重要である。子どもの分離保護に親権者として同意を示さないか反対する場合には、法第28条申立てによって、裁判所の司法審査を関与させることが必要である。

【基本的事項】

性加害行為が明白である場合、また他の子どもへの加害行為や画像作成等、当の子どもへの性加害の疑いだけでなく、他児への加害行為や児童ポルノ法に抵触するような画像作成・流出行為等が認められる場合には、速やかに警察に通報し、司法上の対応を検討すべきである。画像の流出は単なる直接的な性暴力被害だけでなく、回収不能な深刻な被害を子どもに与える危険性があり、即座な警察の刑事捜査対応を検討する必要がある。

[2] 非加害保護者へのケアと子どもへの支援の方向づけ

非虐待者である保護者の心理的衝撃や揺れについては前述の通りである。こうした保護者が子どもの被害の事実を受け入れ、子どもを守ろうと決心する過程を支えることがケアにつながる。

初期の非虐待者である保護者支援の内容としては、①性的虐待とはどういうものか、②子どもを守るといふ選択は子どもの人生にとって非常にプラスの意味があり親にはその力がある、③性的虐待による子どもへの一般的な影響とそれから派生する問題への対処方法、④性的虐待は家族へも影響するので他の子どもへの配慮も必要になる、⑤親の力を発揮するには親自身のケアも必要である等である。これらは初期の接触の時点で何らかの冊子等の情報として、保護者に提供されることが望ましい。

一般的に、子どもの安全が確保され在宅処遇となる場合には、児童相談所との関わりはその時点で終了することが多く、子どもと非加害者である保護者への支援の意味からも、上記のような働きかけをすることが望ましい。また非虐待者である保護者が子どもを充分には守れない場合でも、叔(伯)母や祖母・きょうだい等重要な支援者(保護因子)になりうるため、その働きかけも必要である。その際、きょうだいの年齢によっては、起こっている出来事について理解できる範囲で説明する配慮が必要である。さらに再発を防ぐ意味からも虐待が発生した家族力動への働きかけも重要である。

法的対応に関すること

法第 28 条申立てや刑事告訴等に関すること